

子どもと私たちの未来のためのアクション

子どもは「生まれてくる環境」を選べません。
「育つ環境」を自分で変えることもできません。
自ら「助けて」と声を上げることも難しい存在です。
大人たちの気づく力が、行動が、
子どもを取り巻く困難な状況を変える、最初の一步となります。

「子どもの未来アクション」は、
貧困をはじめとする子どもを取り巻く多様な課題に気づき、
学び、語り合い、行動することから共感の輪を広げていく運動です。



—目次—

◆子どもの未来に、みんなの出番	2
◆貧困が、子どもたちに与える影響	3
◆新しい法律「こども基本法」	6
◆知っておきたい、子どもの人権	7
◆見過ごせない、子どもを取り巻く問題	8
◆未来のための、身近なアクション	11
◆TOPIX「ヤングケアラー」	18
◆TOPIX「子供・若者インデックスボード ver.3.2」	20
◆キーワード・用語集	21
◆「わたしの」子どもの未来アクション	22



子どもの未来に、みんなの出番

貧困状態の日本の子どもは、7人に一人*。35人学級には5人です。

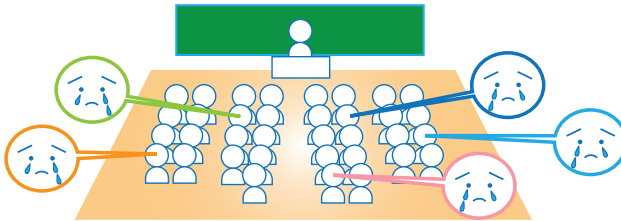
命が危機にさらされる「絶対的貧困」と異なる日本の貧困「相対的貧困」は、「見えにくい貧困」とも言われ、気づこうとしなければ気づかれない貧困です。

同世代の友だちが「あたりまえ」に与えられているモノや環境が与えられず、学習や体験、交流の機会が限られ、病気になっても治療を受けられなかったり…。

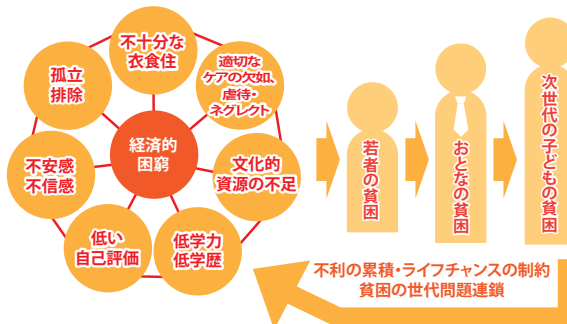
長期にわたってこうした状況が続くと、成長過程の子どもの人間形成や将来の可能性を狭めることにもつながりかねません。それは大人になっても貧困が解消されないことになり、結果として、子どもや孫の世代まで貧困状態が連鎖することに繋がっています。不利の累積やライフチャンスの制約などによる、世代問題として引き継がれる「貧困の連鎖」が心配されます。

子どもの貧困を放置することは、子どもにとっても、社会にとっても、未来に影を落とす大きな損失となります。 ※ 出典：令和元年国民生活基礎調査(厚生労働省)

●ひとクラス 35 人のうち 5 人、貧困状態の子どもがいます



●子どもの貧困は「貧困の連鎖」を生み出します



出典：「子どもの貧困ハンドブック」かもがわ出版刊より



貧困が、子どもたちに与える影響

健康が心配です

2学期の始まりに、やせて登校する子どもたちがいます。1日の栄養を給食に頼っていた子どもたちが、夏休みで給食がなくなり、お昼ご飯が食べられなくなるためです。

「夏休みや冬休みなどの期間の昼食」について調べた内閣府の調査によると、子どもたち全体の89.1%が夏休み冬休みでも昼食を「毎日食べる」と答えましたが、生活困窮家庭^{こんきゆう}では、「毎日食べる」と答えた子どもは82.4%と、7%も下がっていました。^{※1}

成長期の子どもの健康を支える三食のうちの一食を給食に頼っている子どもたちにとって、給食のない長期休暇は、お腹の空く日々の連続でもあります。

子ども食堂が全国に7,300カ所^{※2}を超えて広がる背景には、こうした子どもたちの存在に、なんとかしたい、と立ち上がる大人たちのアクションがあります。

生活が苦しい家庭では、「子どもを、病院で診断を受けさせた方がよいと思ったが受診させなかった」という家庭が2割にのぼっていました。おし歯についても、生活が苦しい家庭の方が「おし歯がある」と答える割合が一般的な家庭と比べて12.8ポイント高くなっていました。いずれも小学5年生を対象とした東京都の調査結果^{※3}です。

病院の受診には保護者の付き添いが必要です。仕事をやりくりしたり休んだり、付き添いができずに、受診を先延ばしにする、控えるケースもあり、医療費の無償化だけで解決する問題ではありません。「こども基本法」が掲げる“健やかな成長”は大きな課題です。



※1 出典：令和3年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況（内閣府）

※2 出典：2022年度 こども食堂 全国箇所数調査（認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ）

※3 出典：子供の生活実態調査報告書 第5部（東京都）

学力が心配です

家庭の所得格差が子どもの教育の格差につながっています。

内閣府の調査※によると、生活困窮家庭の子どもたちの3割が、小学生のうちに「学校の授業がわからなくなった」と答えています。

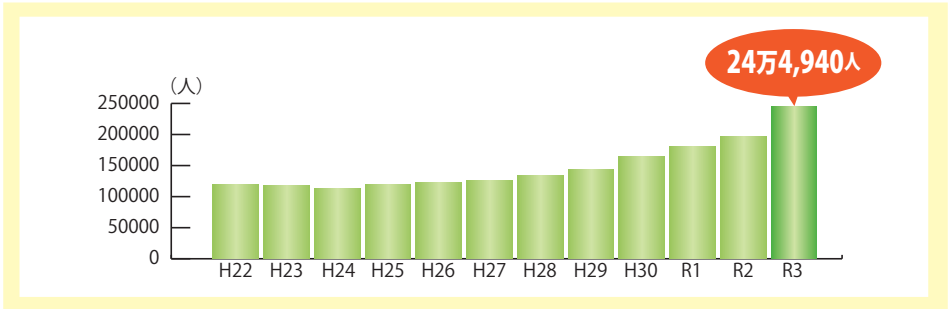
机や文房具、参考書がないなど家庭の学習環境が整わず、宿題を見てくれる家族がいない、補習塾などの費用が出せない、といった状況から、学習のつまづきや遅れを取り戻せず、不登校や引きこもりに至ってしまう子どもたちがいます。

経済的な理由で、高校や大学への進学を希望しない、あきらめる子もいます。

日本の社会では、中卒と高卒では職業の選択や就職先に大きな差があり、子どもの学習を支援するNPOなどが高校進学と卒業に力を注ぐのは、学歴による貧困の連鎖を断ち切るためでもあるのです。

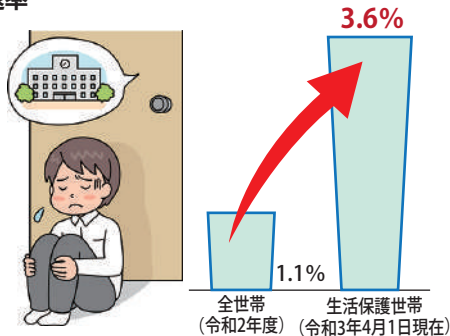
※ 出典：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書(内閣府)

●急増する不登校（小中学生）



出典：令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(文部科学省)

●高校中退率



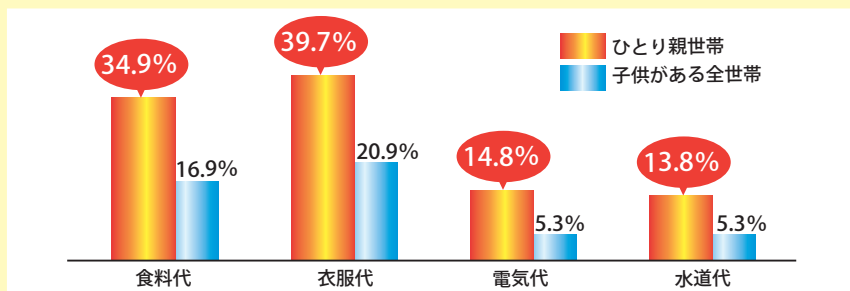
出典：令和3年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況(内閣府)

ひとり親家庭、なかでも母子家庭が心配です

13.5%、これは日本の子ども全体の貧困率ですが、ひとり親世帯で見ると48.1%、3.6倍に跳ね上がります。その平均収入は、夫婦で子どもを育てる世帯の半分に止まっており、とりわけ母子家庭は厳しく、年間272万円と父子家庭の518万円の半分程度です。お金が足りなくて必要なものが買えなかった、払えなかったという状況を経験しています。ダブルワークやトリプルワークをする母親も多く、53.3%※の母子世帯が生活の苦しさを訴えています。

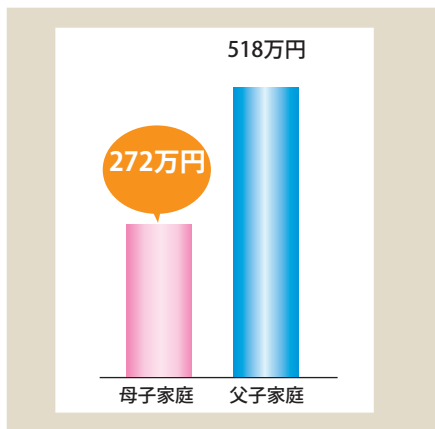
※ 出典：令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果、令和3年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況（内閣府）

●お金が足りなくて、家族が必要とする〇〇が買えなかった・払えなかった経験（平成29年）



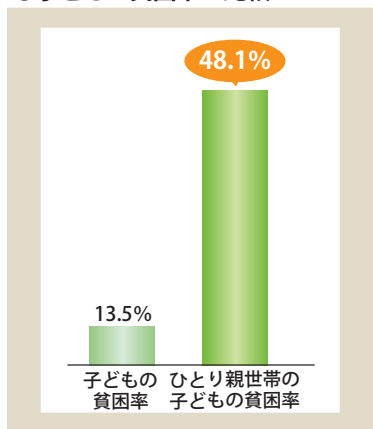
出典：令和3年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況（内閣府）

●ひとり親家庭の年間平均収入



出典：令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果（厚生労働省）

●子どもの貧困率の比較



出典：令和3年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況（内閣府）



新しい法律「こども基本法」

令和5年4月から施行される「こども基本法」は子どもに関するわが国の最も新しい法律です。これにともない、こども家庭庁が新たに発足し、始動します。

「こどもまんなか社会」を標榜^{ひょうぼう}しての大きな一歩ですが、その実現には、政府だけでなく、私たち一人ひとりの役割も期待されています。

こども基本法

こどもまんなか社会

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。



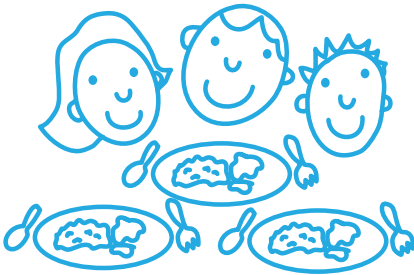
知っておきたい、子どもの人権

子どもの基本的人権を国際的に保障するために国連で採択され、日本も 1994 年に批准した「子どもの権利条約」は、18 歳未満の子どもの生存・発達・保護・参加という権利を実現するために必要な項目を掲げています。ちなみに、この草案を策定し普及しているのがユニセフ（国際連合児童基金）です。

子どもの権利条約 4つの柱

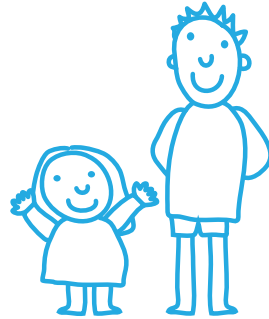
1. 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。



2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



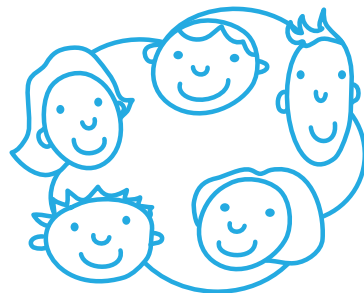
3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。



4. 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。





見過ごせない、子どもを取り巻く問題

子ども虐待や暴力の問題

虐待で亡くなる子どものニュースが、後を絶ちません。

子ども虐待は、命にかかわる深刻な人権侵害です。

虐待は子どもの心に大きな傷を残し、情緒や行動に影響を与え、人間関係を結ぶことを難しくしたり、大人になって子育てするときにも、辛い体験として引き継がれることがあります。

子どもは一人では生きていけません。虐待されていても、自ら SOS を発することも、逃げ出すこともできません。

虐待かも？！と思ったら、専門家に知らせましょう。

児童相談所全国共通ダイヤル **189** に電話すると、最寄りの児童相談所につながります。

●児童虐待の分類

①身体的虐待

②性的虐待

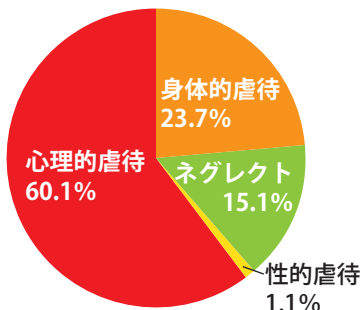
③ネグレクト

④心理的虐待

●ネグレクト(放っておく)とは

経済的な苦しさを抱えていたり、そのためにいくつもの仕事をかけ持つダブルワークやトリプルワークが続いていると、心身ともに余裕を失い、親が子どもの世話ができなくなるネグレクト(放っておく状態)が心配されます。

●心理的、身体的、ネグレクトと多い虐待割合(令和3年度)



出典:厚生労働省「令和3年度児童虐待相談対応件数(速報値)」より作成

◆児童相談所

気になる、心配な状況があれば、相談を

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県・政令市に設けられた児童福祉の専門機関で、0～18歳未満までの子どもに関する様々な相談に応じ、解決に必要な指導助言を提供しています。児童福祉司、児童心理司、医師などの専門職が対応にあたります。

<児童相談所に寄せられる主な相談>

- ・養育に欠ける子どもの相談
- ・生活行動・しつけについての相談
- ・非行のある子どもの相談
- ・里親になりたい方の相談

社会的養護で育つ子どもたち

社会的養護とは、保護者のいない子どもや虐待によって保護された子ども、生活指導を必要とする児童などを、公的責任で施設などで社会的に養育する制度です。約4万2千人※の子どもたちがこの社会的養護の下で育っています。

※出典：厚生労働省資料「社会的養育の推進に向けて」（令和4年3月31日）より

●児童福祉施設

- 乳児院** 乳児を対象に必要な場合は幼児も含む。全国に145施設。
- 児童養護施設** 保護者のいない児童、虐待されている児童など養護を必要とする児童が対象。全国に612カ所。
- 児童心理治療施設** 社会生活への適応が困難となった児童が対象。全国に53カ所。
- 児童自立支援施設** 不良行為など、生活指導を必要とする児童が対象。全国に58カ所。
- 母子生活支援施設** 配偶者のいない女性とその子どもが対象。全国に217カ所。
- 自立援助ホーム** 義務教育を修了し、児童養護施設などを退所した児童。全国に217カ所。

出典：カ所数は、厚生労働省資料「社会的養育の推進に向けて」（令和4年3月31日）より

●ファミリーホーム

5・6人の子どもを養育者の住居で家庭的に育てる制度



求められる里親

里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、育てることができる制度です。

こうしたことから、欧米では里親による社会的養護が主流ですが、日本ではその割合が2割と低く、里親を増やすことが長年課題となっています。

実子として法律上の親子関係を結ぶ「特別養子縁組」だけでなく、実親との関係も残しながら里親さんと親子関係を結ぶ「普通養子縁組」や、週末や長期休暇などに数日から1週間ほど子どもを養育する「季節・週末里親」など里親のあり方は多様化しています。

養育に必要な費用も、里親手当（一人あたり9万円/月）と生活費（一人あたり約5~6万円）、そのほか教育費や医療費などが支給されます。

政府や自治体では、里親制度を広げる専用サイトの開設や、自治体ごとの説明会、里親交流など、里親に関心のある方、里親になった方の支援が行われています。

●里親になるには

基本的な要件

- ① 要保護児童の養育についての理解と熱意、愛情があること
- ② 経済的に困窮していないこと
- ③ 里親本人または同居人が、欠格事由（禁錮刑や児童虐待行為など）に該当していないこと

養育里親

年齢上限はないが養育可能な年齢であること

養子縁組里親

養育について里親希望者と見通しを具体的に話し合いながら検討する

専門里親

- ・ 次のいずれかに該当すること
 - ア) 養育里親として3年以上の経験がある
 - イ) 3年以上児童福祉事業に従事し、都道府県知事が認めたもの
 - ウ) 都道府県知事がア)またはイ)に該当または同等以上の能力を認めたもの
- ・ 児童の養育に専念できること

親族里親

- ・ 児童の3親等以内の親族
- ・ 児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁、入院等により育てられない児童の養育を希望している

「基本的な要件」を満たしていることが前提となります。

児童相談所等に里親希望を申し出て「養育里親研修」を修了し、家庭訪問や調査など適性を判断された後に里親登録され、受け入れ準備を経て「里親委託」されます。

里親の種類ごとに要件が設けられています。

詳しくはお住まいの都道府県にご確認ください。

出典：「里親制度（資料集）」令和4年10月（厚生労働省）



未来のための、身近なアクション

フードバンク・フードパントリー・フードドライブ

安全に食べられるのに、規格に合わなかったり、パッケージが壊れていたり、消費期限が迫っているなどの理由から販売されない、廃棄されようとしている食品を、事業者や個人から集め、子ども食堂や困窮家庭、児童養護施設などに無償提供する「フードバンク活動」が広がっています。

農林水産省の調査によると、日本の食品ロスは年間522万トン、国民一人当たり1日約113g、年間約41kgも発生しており、フードロスの削減、SDGs、循環型社会といった観点からも、フードバンク活動が推進されています。

食品を寄付するフードドライブ、集めた食品を保管し供給するフードバンク、必要とする個人に提供するフードパントリーの3つのプロセスがあり、個人や職場、店舗や事業所、企業単位と、様々な立場から子どもの貧困対策にも協力、貢献できるアクションです。

次の一歩につながる体験

コープみらい 地域クラブ 府中ピックアップ

取り組み事例

コープみらい 地域クラブ 府中ピックアップ <https://fuchupickup.wixsite.com/mysite>

2017年に、コープみらい組合員で組織する生協の組合員の集まりで始めたフードドライブ。当初、食品は集まったものの、必要とする方々に直接届ける目処が立たず、フードバンク団体に集めた食品を寄付する活動にとどまっていた。

そんな状況にもどかしさを感じ、集めた食品を当事者に届けるまでを学ぶため、ブロック委員の有志でNPO法人セカンドハーベスト・ジャパンのフードパントリー活動にボランティア参加。この体験が、フードバンクへの寄付止まりだった活動を、当事者への直接配付へと発展させる、大きなきっかけとなりました。

必要な人に寄付食品を届けるために11の行政窓口との連携を取り付け、2018年4月に、念願のフードパントリーがスタートしました。現在では、月2回、約20世帯に食品を配付し、フードパントリーの普及のための体験会も開催されています。

準備から配付までのすべてが、コープみらい府中寿町店の会議室で行われています。スーパーの駐車場やエレベーター、カゴなどが利用できる利点もありますが、スーパーという立地が、受け取りに来られる方々の心理的な抵抗感を和らげてもいるようです。

子どもの課題で地域をつなぐ フードバンクしまね「あったか元気便」

取り組み事例

特定非営利活動法人フードバンクしまね あったか元気便 <https://foodbankshimane.com/>

お互いさまの町づくりを合言葉に、「くらしと子育て」を応援するフードバンク活動に取り組むフードバンクしまね あったか元気便。

生協しまねを含む6団体が連携する「フードバンクしまねあったか元気便」が「島根に子どもの貧困なんてあるの?」と疑心暗鬼で始めたところ、それまで気づいていなかった困窮家庭の実相を目の当たりにし、地域課題だと実感。2022年にはNPO法人を設立し、市民を巻き込んで活動を本格化していきました。

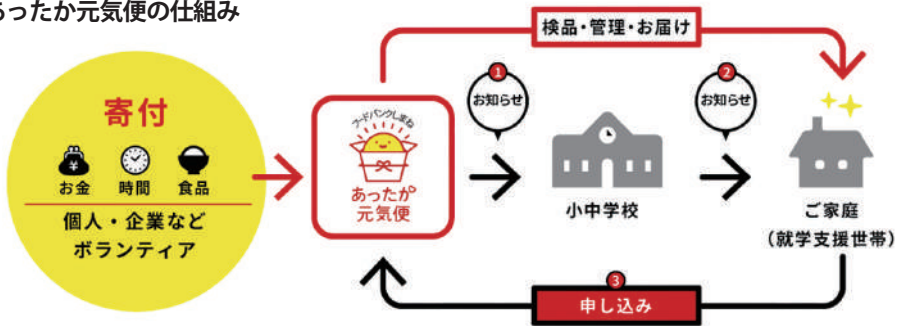
寄付食品の多くは家庭から提供されており、公民館や職場での呼びかけ、農家からのお裾分けなど。仕分けやパッキングには、地域の人や高校生・学生、お勤め帰りの方など年間のべ1,000人が参加しています。メーカーからの大量寄付などはほとんどありませんが、地域の温かな支え合いが伝わる、その名の通りの「あったか元気便」です。

現在、松江市内の17小中学校の就学援助家庭388世帯に、臨時便も含めて年6回届けています。

必要とする家庭は増加の一途で、募金箱や寄付型自販機の設置、クラウドファンディングなど様々な入口を設けて、運営を支える寄付も呼びかけています。

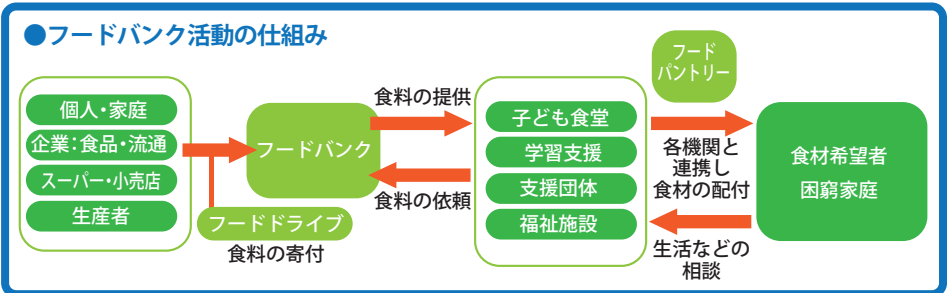
一人ひとりのアクションが地域をつなぎ、くらしと子育てを応援しています。

●あったか元気便の仕組み



出典: フードバンクしまねホームページ

●フードバンク活動の仕組み



お腹も心も満たされる、子ども食堂

無料または低額で子どもが一人で利用できる「子ども食堂」。困窮家庭の子どもの食を支えるボランティア活動として注目され、全国7,300カ所以上※に増加しています。孤食対策や食育推進、多世代交流といった多様な価値も加わり、孤独・孤立しがちな現代にあって、あたたかな気持ちでコミュニティがつながる市民主体の活動として、ますます期待が高まっています。

※ 出典：2022年度こども食堂 全国箇所数調査（認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ）

知り、学び、始めた「子ども食堂」 こどもクラブこあじろ

取り組み事例

こどもクラブこあじろ

コロナ禍で不登校についてネット検索していて出会った、子どもの貧困問題と子どもの未来アクション。学べば学ぶほど「何かしなければ」との思いが膨らんでいきました。

子どもの未来アンバサダーにも登録し、交流会やセミナーで知識を広げ、学習ツールなども活用しながら、知り合いに支援の必要性や協力を呼びかけ、仲間を増やし、実家や公民館を活用し、長崎市で「こどもクラブこあじろ」の活動が2020年に始まりました。

子どもの未来アクションで知った「子どもの貧困」支援活動応援助成に応募、採択されました。

民生委員や小学校との関係も深まり、地域の活動として多方面から支えられ、毎回、定員を超える15人以上の子どもたちが集っています。

食育を通じた支援の充実を目指し、専門学校へ通ったり、管理栄養士や食育活動に関連する専門家たちとネットワークを広げたり、畑での作物栽培も始めています。



そうだ！組合員活動で始めよう コープぐんま子ども食堂「ほぺたん広場」

取り組み事例

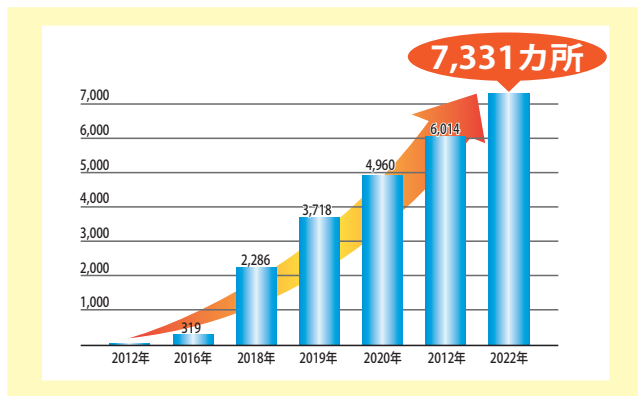
コープぐんま <https://gunma.coopnet.or.jp/>

コープぐんまでは、地元の子ども食堂の運営者たちから、なかなか開催場所が増えないとの声を聞き、「組合員活動で実施できるのでは！」と、コープぐんまの子ども食堂「ほぺたん広場」が始まりました。

「どなたでもどうぞ」として利用条件は設けず、伊勢崎・前橋・甘楽町の3か所で開催し、毎回20人程度が利用しています。

取引先に活動の協力を呼びかけたところ、商品や野菜などの寄付が広がり、今ではこうした支援情報を地元で活動するほかの子ども食堂とも共有し、居場所活動に取り組む団体の情報交換の場を定期的に設けています。フードドライブ活動では、他団体と連携し、教育委員会からも協力を得て、小中学校を通じて参加を呼びかけるチラシを全家庭に配布したり、2023年春より、ひとり親家庭で、今春高校へ入学する方を対象に、給付型奨学金制度も開始し、子ども支援が多様に広がっています。

●増え続けるこども食堂、全国 7,331 カ所



出典：2022年度 こども食堂 全国箇所数調査
(認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ)



学びで未来を広げる、学習支援

「学習支援」というと塾や予備校をイメージされるかもしれませんが、ここで紹介するのは、地域で無償で行われている、昔の寺子屋のような活動のことです。

小中学生の多くが、学校のほかに補習や進学、受験のための塾や予備校を利用しています。しかし、生活困窮や教育に関心の低い家庭の子どもたちは、学校以外の教育の機会を得られず、学習の遅れが放置され、落ちこぼれや不登校の大きな要因にもなっています。

日本の高校進学率は98.5%(令和2年度)*と、高校卒業以上が求められる社会です。義務教育を終えただけでは、将来、貧困に陥るリスクが高まることから、市区町村教育委員会では、NPO等と連携して、生活保護世帯など一定の条件を満たす中学生を対象に、学習支援を提供するところが増えています。

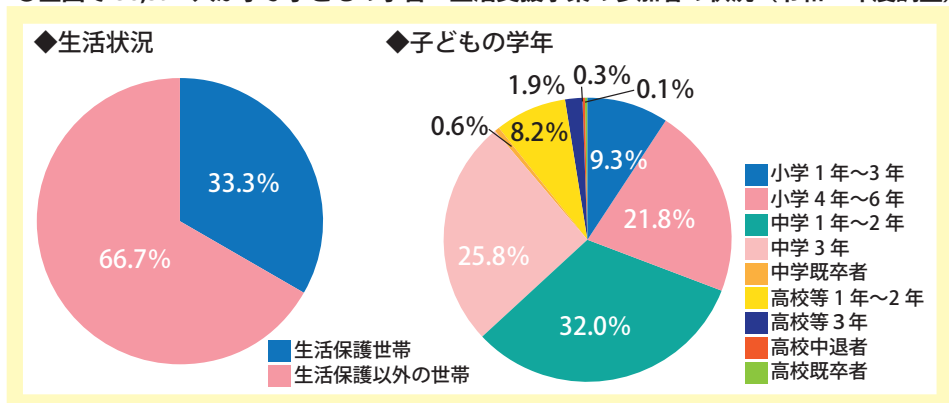
しかし、こうした公的な支援を利用できる児童は一部で、地域にはさまざまな事情で学習支援を必要とする子どもたちがいます。子ども食堂を実施する団体が、利用する子どもの勉強の遅れに気づき、「学習支援を始めた」というケースが増えています。

学習のつまづきは小学3年生頃からといわれ、小学生からの学習支援が必要との指摘もあり、市民ボランティアの活躍が期待されています。

昔の寺子屋のような地域の学習支援の場は、子どもたちにとって勉強を教わるだけでなく、信頼できる大人と出会い、安心して過ごせ、相談もできる、学校でも家庭でもない第三の居場所、地域の子どもの居場所となっています。

※出典：高等学校教育の現状について(文部科学省)

●全国で38,594人が学ぶ子どもの学習・生活支援事業の参加者の状況(令和2年度調査)



出典：厚生労働省ホームページ

生協の会議室が土曜教室に コープみらい×キッズドア「みらい塾」

取り組み事例

コープみらい×キッズドア <https://mirai.coopnet.or.jp/>

コープみらいでは、会議室を貸し出すことで、認定NPO法人キッズドアの学習支援活動を、2015年から支えています。第2・4土曜日の午後、東京都新中野の建物内の会議室で、20～30人の中学生が、ボランティア指導員と交流しながら補習や受験勉強に取り組んでいます。

学習支援活動に取り組む団体にとって、会場の確保は大きな課題です。都内23区ともなると無料で定期的に使用できる公共施設はほぼ皆無。当時、会場が確保できず、支援を広げたくても広げられないというキッズドアの窮状を知り、会議室の貸し出しが始まりました。

組合員のボランティア参加も当初はありましたが、コロナ禍を経た現在は、報告会を通じて、子どもたちの学習の様子や進学状況を共有し、お菓子の差し入れなど必要に応じた支援が行われています。

学習支援団体にとって会場確保の課題は、全国で共通しています。店舗の集会室や会議室をひととき提供するだけで、塾に通えない子どもたちの学びの場が生まれます。今あるリソースを提供するだけで実現する支援です。管理上の解決すべき課題を乗り越えて、増えていくことが期待されます。



大学生活にのしかかる生活負担

北の学生生活を支援

ほっかいどう若者応援プロジェクト

取り組み事例

ほっかいどう若者応援連絡会議 <https://www.wakamono-ouen.com/>

コロナ禍による学生生活への影響を大学生協に尋ねたところ、バイトが減るばかりか、保護者の収入も減り、仕送りも減っていることが分かりました。

2021年にこうした厳しい状況に「助け合いの理念」を共有する組織が集まり「ほっかいどう若者応援プロジェクト」が立ち上がり、2月に最初の食料支援が実施されました。

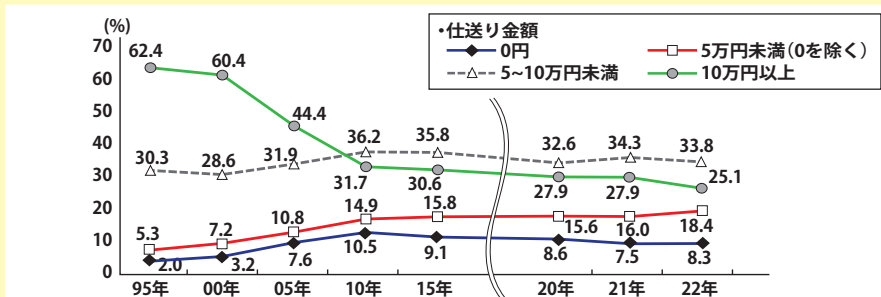


立ち上げには4団体（連合北海道、北海道労働者福祉協議会、北海道生活協同組合連合会、大学生協事業連合北海道地区）が資金を出し合い、企業や個人からも寄付が集まり、12月までに36大学45キャンパスで、16,127人が支援されました。

この活動をきっかけに、大学の同窓会や有志の先生、企業が独自に支援を始める動きが生まれ「食の支援」は一旦終了としました。令和5年1月にはコロナ禍における学生の「コミュニティの場不足」と子ども食堂の「ボランティア不足」という双方の課題解消に向け、学生が主体となって活動する「ほっかいどう若者応援★学生プロジェクト」を発足し、この団体への運営サポートをスタートさせました。



●下宿生の仕送り金額分布



下宿生の生活費をコロナ禍前と比較すると 仕送り額の減少を食費・電話代等の減少で補っている

収入合計は5,570円減少。仕送り5,160円・アルバイト1,260円減少。
支出合計は5,460円減少。食費2,260円・貯金・繰越金500円減少。教養娯楽費400円増。
全体として、仕送り額の減少を食費・電話代等の減少で補っている状況が見られる。

出典：全国大学生生活協同組合連合会「第58回学生生活実態調査」（2022年度調査）

●ヤングケアラー●

中学2年生への「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」という質問に対し、5.7%が「いる」と答えました。中学2年生の17人に1人がヤングケアラーだという数字になります。彼らの半数近くは、「ほぼ毎日」家族の世話をしており、平日で1日4時間でした。

高校2年生でも4.1%が「いる」と答え、平均3.8時間、家族の世話をしています。多くが、食事の準備や掃除・洗濯といった家事、見守り、きょうだいの世話、感情面のサポートなどでした。

その結果、自分の時間が取れない、勉強する時間が充分に取れない、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が充分に取れない、と様々な問題を抱えています。

(出典：令和2年度厚生労働省調査)

ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：厚生労働省ホームページ

多様に広がる奨学制度

高校生・大学生・大学院生、留学生を対象に、国や自治体、民間団体、大学などが提供する様々な奨学金が、現在では多数あります。金額だけでなく、貸与型か給付型かなど、卒業後に課される条件も踏まえて利用することが大切です。

【貸与型奨学金】

奨学金を後日返済する必要があります。返済期間や金利などは提供機関によって異なりますが、卒業後、毎月一定額を返済するのが主流です。返済期間が長く、金利が低いものは、大学卒業後の長期的な経済的負担を軽減することができます。

【給付型奨学金】

奨学金を後日返済する必要がありません。応募には一定の条件が設けられていることが多く、例えば、成績優秀者や経済的困窮など、設けられた条件を満たす必要があります。返済の必要がないため、経済的な負担を受けずに学業に専念することができます。

募金で応援する高校生活 コープこうべ奨学金「てとて」

取り組み事例

一般財団法人コープこうべ奨学金財団 <https://kumikatsu.kobe.coop/shogakukin/>

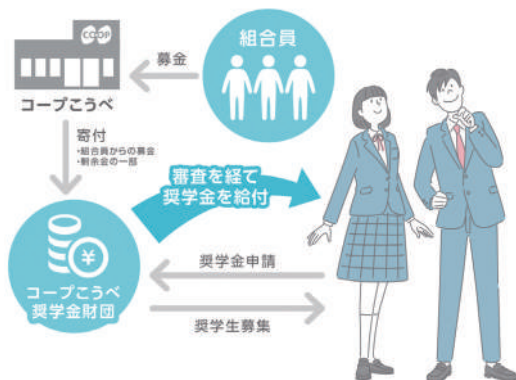
コープこうべは、2021年に創立100周年を迎え、新たな10年ビジョンをスタートさせながら、コロナ禍に起因する課題に向き合っていました。高校生を対象とした給付型（返済不要）奨学金「てとて」は、コロナ禍で格差が拡大する子どもたちの生活や教育を心配する組合員の声から生まれました。

現在、「てとて」は一般財団法人化し、組合員からの募金と剰余金の一部を原資に、事業エリアに住む主に高校生1年生を対象に、毎年80人に毎月1万円を卒業まで給付しています。

応募書類には、子どもたちの切実な暮らしや高校生活への思い、将来の夢、推薦する先生方の熱意がつつられています。

給付を受ける奨学生たちからの近況報告や情報交流からは、苦境ばかりではない高校生らしい勉強や部活に挑む姿があり、奨学生の間で英検や漢検ブームも起こりました。

組合員の気持ちがかもった募金で支えられた高校生活が、将来、人生の豊かな思い出となることを願い、経済支援にとどまらない奨学金制度として運営されています。



出典：コープこうべ奨学金財団ホームページ

TOPIX

●子供・若者インデックスボード ver.4.0●

内閣府では、「子供・若者インデックス」と名づけ、整理、可視化したデータ集を公開しています。気になるいくつかのデータを紹介します。

①～④ 設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」との回答の合計値です。

①自己肯定感

設問) 今の自分が好きだ

16年度 44.8%

19年度 46.5%

②自己有用感

設問) 自分は役に立たないと強く感じる

19年度 49.9%

③今の充実感

設問) 今の生活が充実している

16年度 69.6%

19年度 68.9%

④将来への希望

設問) 自分の将来について明るい希望を持っている

13年度 61.6%

19年度 59.3%

⑤いじめ

①いじめの重大事態発件数

15年度 314件

21年度 705件

②パソコンや携帯電話での誹謗・中傷被害件数

15年度 約0.9万件

21年度 約2.2万件

(過去最多)

⑥自殺

児童生徒の自殺者数

16年度 320人

22年度 514人

①～⑥ 時系列の棒グラフは、比較可能な直近のデータと、5年前のデータ（5年前のデータがない場合は、それに最も近い時期のデータ）を掲載し、この間の変化を直感的に把握できるようにしています。

また、直近のデータが改善している場合は棒を空色■に、改善していない場合は、棒を赤色■にしています。

年号の数字は、西暦の下2ケタです。

出典:「子供・若者インデックスボードver.4.0」(内閣府)



キーワード・用語集

●絶対的貧困

生存に必要な最低限度の物資やサービスが不足しているのが、「絶対的貧困」です。食料、水、衣服、住居、医療など、人が生きる上で必要不可欠なものが不足している状態を指します。絶対的貧困に陥ると、健康上の問題や飢餓、病気、死亡などのリスクが高まるため、国際的な開発目標の1つとして「絶対的貧困を根絶する」ことが掲げられています。

●相対的貧困

社会的・経済的環境によって決定される貧困状態が「相対的貧困」です。つまり、所得や社会的地位、文化的背景などにより、収入や資源が不平等に分配された結果、一部の人々の生活の質や学習の機会、社会体験の機会が貧しくなり、あたりまえの暮らしを送ることが難しい状況に陥ることを指します。相対的貧困に陥ると、社会的排除や心理的ストレスなどの影響が出るため、社会正義や平等などの理念に基づいた対策が求められています。

●子どもアドボカシー

自己決定する権利や生存権、発達権、保護権など、子どもたちが持つ権利を守り発展させるための取り組みを指します。そのためには、子どもの自己決定権を尊重し、その意思決定が尊重される支援を、大人や社会が担うことが必要です。「こども基本法」に基づき、子どもたちの権利が守られ、自己主張できる環境整備が期待されます。

●愛着形成

子どもが親や養育者との間に形成する愛情の絆のことで、子どもが安心感や信頼感を得ることを可能にし、自尊心や社会的・感情的発達を促進する重要な役割を果たします。イギリスの心理学者ジョン・ボウルビーによって提唱され、現在でも発達心理学や臨床心理学の分野で重視されています。

●フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、子ども食堂、フードバンクなどに寄付する活動です。食品ロスの削減にもつながる身近なボランティア活動として、学校や職場、イベント会場などで、寄付食品を募るキャンペーンも広がっています。

●フードパントリー

ひとり親家庭や生活困窮世帯など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に、個人や企業・団体などからの提供された品物を、地域で無料で配付する活動や場所を指します。配付される食品や日用品、学用品は、主にフードドライブやフードバンクから提供される流れが生まれています。

●フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミス、規格に合わないなどの理由で、販売されずに廃棄される食品を回収し、福祉施設等へ無料提供する活動や団体を指します。約半世紀前にアメリカで始まり、食品ロスの削減や困窮者支援の活動として農水省や厚生労働省など政府も応援しています。

●ヤングケアラー

病気や障がいのある家族・親族の介護など、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことを指します。こうした負担が過度に生じることで、学習や教育に影響が出たり、友人との遊びや交流、体験の機会が乏しくなるなど、さまざまな影響が心配されます。



「わたしの」子どもの未来アクション

学習会名

参加日

主催者

会場

学習会に参加して…

・気づいたこと

・感じたこと

・地域で行われている活動を調べてみましょう

私のアクション!



URL : <https://miriaction.org>

第2版

発行

日本生活協同組合連合会「子どもの未来アクション」

編集

NPO 法人新座子育てネットワーク

発行日

2023年3月20日

氏名